

茨木市学校給食費要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市学校給食費条例（平成27年茨木市条例第34号。第2において「条例」という。）及び茨木市学校給食費条例施行規則（平成27年茨木市規則第66号。第3及び第4において「規則」という。）に定めるもののほか、学校給食費の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語の意義は、条例の定めるところによる。

(口座振替によりがたい場合の納付方法)

第3 規則第9条ただし書に規定する市長の指定する方法は、納付書により納付する方法とする。

(給食区分の学校給食費に相当する額)

第4 規則第10条第2項に規定する給食区分の学校給食費に相当する額は、別表のとおりとする。

(生活保護費からの学校給食費の振替等)

第5 学校給食費負担者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受ける期間の学校給食費の徴収は、生活保護費からの振替により行うものとする。

2 学校給食費負担者の属する世帯が過去に遡って生活保護法による生活保護の開始の決定を受けた場合は、既に当該学校給食費負担者から納付された学校給食費のうち、当該開始の決定を受けた日以後のものは、当該学校給食費負担者に還付するものとする。

3 学校給食費負担者の属する世帯が過去に遡って生活保護法による保護の停止又は廃止の決定をされたときは、市長は、第1項の規定により徴収された学校給食費のうち、当該停止又は廃止となる日以後のものに相当する額の生活保護費を福祉事務所長に返還するとともに、小学校の児童に係る学校給食費においては、学校給食費負担者に当該額を請求するものとする。

(就学援助費からの学校給食費の振替等)

第6 小学校の児童の学校給食費負担者が茨木市就学援助費支給要綱（平成18年4月1日実施）による就学援助費（第6において「就学援助費」という。）の支給を受ける期間の学校給食費の徴収は、当該就学援助費からの振替により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学校給食費負担者が過去に遡って就学援助費の支給の認定を受けたときは、既に当該学校給食費負担者から納付された学校給食費のうち当該支給の認定を受けた日以後のものに相当する額については、振替を行わない。

3 学校給食費負担者が過去に遡って就学援助費の支給の認定を取り消されたときは、市長は、第1項の規定により徴収された学校給食費のうち、当該取消となる日以後の就学援助費に相当する額を学校給食費負担者に請求するものとする。

（支援学級等就学奨励費からの学校給食費の振替等）

第7 学校給食費負担者が茨木市支援学級等就学奨励費支給要綱（平成12年4月1日実施）第5第1号ウに定める者であるときの学校給食費の徴収は、同要綱により支給される支援学級等就学奨励費（第7において「支援学級等就学奨励費」という。）の金額の範囲においては当該支援学級等就学奨励費からの振替により行うものとし、小学校の児童に係る学校給食費の残額については学校給食費負担者から行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学校給食費負担者が過去に遡って茨木市支援学級等就学奨励費支給要綱第5第1号ウに規定する者として支援学級等就学奨励費の支給の決定を受けたときは、既に当該学校給食費負担者から納付された学校給食費のうち当該支給の決定を受けた日以後の支援学級等就学奨励費（学校給食費に係るものに限る。）に相当する額については、振替を行わない。

3 学校給食費負担者が過去に遡って茨木市支援学級等就学奨励費支給要綱第5第1号ウに規定する者としての支援学級等就学奨励費の支給の決定を取り消されたときは、市長は、第1項の規定により徴収された学校給食費のうち、当該取消となる日以後の支援学級等就学奨励費に相当する額を学校給食費負担者に請求するものとする。ただし、中学校の生徒に係る学校給食費については、この限りでない。

（委任）

第8 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月9日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 12 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 12 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 10 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 10 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 8 年 4 月 10 日から実施する。

附 則
この要綱は、令和 8 年 8 月 26 日から実施する。

別表

学校給食を受ける者の区分	給食区分	金額
小学校の第 1 学年及び第 2 学年の児童並びに当該児童と同様の学校給食を受ける者	パン	57円
	米飯	49円
	おかず（主食がパンのとき）	137円
	おかず（主食が米飯のとき）	145円
	牛乳	76円
小学校の第 3 学年及び第 4 学年の児童並びに当該児童と同様の学校給食を受ける者	パン	59円
	米飯	56円
	おかず（主食がパンのとき）	145円
	おかず（主食が米飯のとき）	148円
	牛乳	76円
小学校の第 5 学年及び第 6 学年の児童、当該児童と同様の学校給食を受ける者並びに教職員	パン	61円
	米飯	64円
	おかず（主食がパンのとき）	153円
	おかず（主食が米飯のとき）	150円
	牛乳	76円
中学校の生徒及び当該生徒と同様の学校給食を受ける者	パン	71円
	米飯	72円
	おかず（主食がパンのとき）	213円

	おかず（主食が米飯のとき）	212円
	牛乳	76円